

朝鮮総督府初期の日本語教育における 「時勢及民度」について

久保田 優 子

はじめに

日本語は、保護国時代には、「日語」として、初等学校初学年から必修科目として、国語である韓国語と同時間数教えられていた。それが、併合により、それまでの国語であった韓国語にとってかわったのである。変化したのは位置付けだけではなかった。第一に、教科書の記述は、保護国時代には、『日語読本』と『理科書』が日本語で書かれたが、それ以外は韓国語で書かれていた。それが、併合後は、「朝鮮語及漢文」を除く全ての教科書が日本語による記述により編纂されることになった。第二に、日本語の教授法は、保護国時代は、韓国人教師が通訳を果たしており、韓国語を媒介語とした、いわゆる間接法で教えられていた。それが、併合後は、媒介語（朝鮮語）を用いず、日本語のみで教える直接法を採用した。第三に、日本語も含め学校の教科目は韓国語で教えられていたのが、併合後は、日本語を含む全ての教科を日本語で教えることが奨励された。

このような保護国時代から併合後への日本語教育における激変にもかかわらず、日本語の普及について、朝鮮教育令の策定及び植民地教育の基礎づくりにあたった第2代学務課長弓削幸太郎は、「各種の法令に明記した所であるのみならず、實際上最も力を注ぎ多大の効果を収めたる大方針であつた」⁽¹⁾と述べているように、これらの方策は成功であったと総督府当事者にとらえられている。

日本は、保護国時代も日本語教育に力を入れたが、財源不足などから主な日本語普及施設である学校建設が進まず、その普及率は1%にも及ばなかった⁽²⁾。これは、併合直後において、とても日本語のみで初等学校の授業ができる状況ではなかったことを示している。

一方、総督府の主な教育方針は「教育ハ教育ニ関スル勅語ノ旨趣ニ基キ忠良ナル国民ヲ育成スルコトヲ本義トス」(朝鮮教育令第2条)「教育ハ時勢及民度ニ適合セシムルコトヲ期スヘシ」(同第3条)である。「時勢及民度」の解釈に関して稲葉継雄は、朝鮮教育令のキーワード「忠良なる国民」「時勢及民度」に関して、寺内総督の教育方針6項目(①朝鮮人を「在来の日本人即ち内地人同様なる」日本臣民に育て上げるこ

とを朝鮮人教育の究極理想とする。②然れども異民族同化は容易ならず漸を逐ふて其の効を収めねばならぬ。③従来の改むる如きは慎重なる研究の結果、漸を以てせねばならぬ。④勤労を尊ぶ習性と自活の能力を養ふことに充分注意せねばならぬ。⑤国民教育たる普通教育の普及と実業教育に力を用ひねばならぬ、高等教育の如きは急ぐべきでない。⑥国語の普及に努めること。)⁽³⁾のうち、①「朝鮮人を『在来の日本人即ち内地人同様なる』日本臣民に育て上げることを朝鮮人教育の究極理想とする」と⑥「国語の普及に努めること」が、「忠良なる国民」に対応し、②から⑤が「時勢及民度」に対応していると述べている⁽⁴⁾。さらに、稲葉は、国語の普及は「忠良ナル国民」の育成のために重要な施策であり、その目的達成のためには国語普及機関である普通学校を拡張しなければならなかったが、財政不足という「時勢」のために、学校の急激な拡張ができなかったことを明らかにしている。つまり、「時勢」は当時の総督府の財政事情を反映していたとみている⁽⁵⁾。この稲葉の見解に対して、駒込武は、「『時勢及民度』という言説がイデオロギーであるという批判的観点を欠落させている」⁽⁶⁾と批判している。駒込は、「優越の民には優越の制度を要し、未開の民には未開の制度を要す」⁽⁷⁾と述べて、「時勢及民度」はイデオロギーとみている。これは、呉天錫が、朝鮮人のための教育制度と日本人のための教育制度との間で教育年限の差があること、および朝鮮人のために大学教育に関心を示さなかったことから、教育的に差別待遇をしたことを「時勢及民度」に適合した教育⁽⁸⁾としており、その差別待遇をとった理由を政治的配慮、民族的優越感、経済的配慮、実利的配慮をあげている点で共通した見方である。さらに、呉天錫は、朝鮮人のための高等教育制度をつくらなかったことについて「愚民政策」と評している点からも⁽⁹⁾、「時勢及民度」をイデオロギーとみているといえる。

一方、「民度」が、文字どおり「人民の生活や文化の程度」のことであるならば、日本語普及率がまだ低いという実態のことを指し示すことになる。そして、この「民度」に適合させるなら、日本語教育においてこれほど急激な変更は行なわなかつただろうと推測される。では、「時勢及民度ニ適合」は、日本語教育には該当しないのかという疑問が起こってくる。総督府は、「国語の普及」の方法・手段を「時勢及民度」に適合させることを意図していなかったのだろうか。

そこで、本稿では、朝鮮総督府が朝鮮教育令下で、日本語教育において「時勢及民度」をどのように考え、実施していったのかを明らかにしていくこととする。その際、教育令策定にあたった寺内正毅総督及び学務官僚の見解、さらに、日本語教育を実施していくにあたりその準備を行った学務官僚の見解、それらが反映された教員養成制度、教科書や教授法の実態を検討していく。なお、引用文中及び教科目名において「国語」とあるのは、日本語のことを指す。

1. 「時勢及民度ニ適合」の意味

(1) 総督府学務局長関屋貞三郎の見解

併合直後から朝鮮教育令策定にかかわった関屋貞三郎によると、朝鮮教育令第3条「朝鮮の教育は時勢及び民度に適合すべし」は、関屋が朝鮮教育令策定の過程において、寺内総督に提出した朝鮮教育に関する意見書に書いたものを、寺内が採用し、政府内の異論にもかかわらず教育令に挿入されたと述べている⁽¹⁰⁾。一方、併合前学務局書記官であり、総督府初代学務課長の隈本繁吉が、併合実現後における教育改革の進め方や学校運営の方針についてあらかじめ検討し、これを意見書にまとめて併合直前の1910年8月、学部次官に提出した『学政ニ関スル意見』に、すでに「時勢」「民度」の文言が使用されている。その中で、併合後の学校経営について

「半島ノ民度実情ニ照シ更ニ高等ナル教育機関ノ施設ハ今日ニ於テ其必要ヲ認メサル…時勢ニ順応スヘキ良民タラシムルモノハ…断シテ前記普通学校ト中等程度ノ実業的教育機関ニ在ルヘシ」⁽¹¹⁾

とあるように、隈本は、「時勢」「民度」に応じた教育とは、実用的な中等程度の教育で十分であり、高等な教育は必要ないとしている。この『学政ニ関スル意見』を、学部次官俵孫一の後任の関屋が参考にした可能性は充分にある。いずれにしても、教育令策定にあたったのは関屋であるから、関屋の意図した「時勢及民度」をここでみていくことにする。まず、関屋が、「時勢及民度」に応じた教育については、以下のよう述べている。

「朝鮮教育令の主眼とする所は時勢及民度に適合せしむることを期するに在り時勢及民度とは其の時代其の場所に於ける時勢民度たるは勿論にして時と所とに応じて自ら異なるものなかる可らず教育は時勢に適合せざる可らず従て時勢の現状に後れて因循古風の教育を施すは将来の国民を作る所以にあらず然れとも亦教育は民度に適應せざる可らず従て民度の実際と遠ざかり高尚迂遠なる教育を施さんか教育を受けたるもの却て実務に迂く所謂高等遊民を輩出するに過ぎず侑ら朝鮮の教育界を見るに従来相反せる二個の傾向あり即ち一は守旧的にして他は突飛的なり夫の書堂の如く漢籍の素読を授くるに止り何等日用の智識を与へざるものは前者に属し或る種の私立学校の如く徒に高尚の学科を授け其課程を複雑にし其の年限を長くし以て高等

教育を授け得たりとして得々たるものの如きは後者に属す思ふに此二個の傾向は真に朝鮮の教育を思ひ其の子弟を愛するものの深く憂慮せざる可らざる所にして朝鮮教育令の精神亦実に此等の弊風を矯正し朝鮮の民衆に適當なる教育を授け其の民を富まし其の福祉を増進せんとするに外ならず」⁽¹²⁾

朝鮮現在の教育（書堂）は「時勢」の現状に後れて因循古風、何等日用の智識を与へざるものとあることから、「時勢」に適合するのは日用の知識を与える教育のことと解釈される。また、朝鮮現在の教育（私立学校）は、高尚の学科を授け、課程を複雑にし、年限を長くして高等教育を授けているが、それは「民度」の実際から遠ざかっていると批判している。

さらに、『朝鮮教育要覧』に示された朝鮮総督府学務局の見解があるが、これは学務局長である関屋自身の弁とも言える。それによると、

「朝鮮教育令の綱領は其の第1章7箇条に於て之を示せり左の如し（第1条～第7条省略）新学制の綱領以上の如し之を要するに教育に関する勅語の御旨趣に基き忠良なる国民を養成するを本義とし時勢民度に適合する教育を施すにあり此を以て国民性の涵養と国語の普及に力を致し日常生活に必須なる知識技能を授け学校の系統及程度を簡約にして民度の實際に適應せしめんとするは新学制の主眼とする所にして何れの種類の学校を問はず一貫せる教育の方針なり蓋し朝鮮の現状に於ては未だ学校の組織を複雑にし修業年限を長期にし多岐の学科課程を設くるの必要を認めざるを以て学校の組織系統を単純にし階級教育の弊を避け修業年限を短くし特に学科課程に至りては実科的教育の方針を採り其の学習する所を以て實際生活に資する所あらしめ時務に遠さからしめざるの一事は新制度を樹つるに当り最も意を用ひたる所なりとす」⁽¹³⁾

とあり、これと合わせて関屋の言説を解釈すると、「時勢及民度」に適合する教育とは、教育制度の面では、単純な学校系統、短期の修業年限、教育内容の面では、日用の知識を与えること及び実科的教育のことを指している。

実は、「時勢及民度」の意味が判然としないことは、関屋自身の述懐「併合直後に於ける学制の改革」にも「斯ういふ漠然たる文言は、法令中には、挿入しき難い旨を主張」とあるように、そもそも意味のわかりにくいものであった⁽¹⁴⁾。一方、この述懐のなかでも「時勢及民度に適合した教育」について、前述と同様の説明をしている⁽¹⁵⁾。

このように、「時勢及民度に適合した教育」の説明はあるものの、日本語教育に関し

ての直接的な言及はみられないため、関屋が日本語教育における「時勢及民度」をどのように考えていたのかは把握できない。

(2) 寺内正毅総督の見解

弓削が書いた『朝鮮の教育』には、寺内総督が、1911年1月9日に京畿道内普通学校長会出席者に対して行なった話を引用した部分がある。これによると、総督府の教育方針を徹底するために、道長官会議、道内務部長会議、学校長会議、道学務主任会議等を開いて教育方針を懇示し、連日会議場で地方状況を聞いて注意を与え、又地方巡視に当たっては、当局に対し教育状況を試問して誤りを正し、必ず学校に臨んで学校長教員に対し朝鮮教育の方針及び当該学校の教育方針を試問し、懇に心得を示し、生徒に対して教育方針の徹底を試みるなど、教育方針の徹底に努力していた。さらに、部下の官吏にも学校監督指導に力を尽くさしめて「人間の尽くし得る最善の徹底方法を取った」ほどの力の入れ様であった⁽¹⁶⁾。その時、寺内は「時勢民度に適合」に関しては、以下のように説明している。

「想ふに諸子は内地に於て多年教育に従事し斯道の経験浅からざるべし。されども内地の方法は移して以て直に朝鮮に適用すべからざるもの少からず。所謂時勢民度に適合せしむるの必要なる所以、畢境此に存す。されば彼是事情の異なる所を窮めて手段方法の選択を慎み制度の本旨に副はんことに努むべし。凡そ教育の要は着実穩健の思想を涵養し、勤儉力行の習慣を育成し、民をして各其所に安せしむるを以て本義とす。夫の徒に思を高遠に馳せ、標準を世上稀有の事例に索むるが如きは啻に学制の本旨に悖り、児童の将来を誤らしむるのみならず、援いて累を国家に及ぼすの患あるべし断じて避けざるべからずなり…」⁽¹⁷⁾

これは、寺内が校長たちに対して、「忠良なる臣民の育成」のために、内地の方法を直に朝鮮に適用せずに、朝鮮の「時勢及民度」に適合した教育の手段・方法を選択するように求めているものである。

さらに、朝鮮教育令が公布された直後に、寺内が、朝鮮教育令の本旨について発した諭告で、以下のように、帝国臣民の育成には徳性の涵養と国語の普及に重点を置くが、その実施については、時勢と民度に適応すべきと説いている。

「惟ふに朝鮮は未だ内地と事情の同しからざるものあり是を以て其の教育は特に力を徳性の涵養と国語の普及とに致し以て帝国臣民たるの資質と品性とを具へしめむ

ことを要す若夫れ空理を談して実行に疎く勤勞を厭ひて安逸に流れ実質敦厚の美俗を捨てて輕佻浮薄の悪風に陥るか如きことあらむか畜に教育の本旨に背くのみならず終に一身を誤り累を国家に及ぼすに至るへし故に之か実施に関しては須らく時勢と民度とに適應し以て良善の効果を収めむことを務むへし」⁽¹⁸⁾

これは、帝国臣民育成のための教育の実施方法と解釈されるが、訓示の中で、教育は「徳性の涵養と国語の普及」に力を入れるというのは、「空理を談し」「勤勞を厭ひ」「輕佻浮薄の悪風に陥る」ような教育は「時勢と民度に適應」しないと文脈で述べており、国語の普及方法までは含んでいない。

また、寺内の教育方針が国家的教育に急であったという非難に対して、弓削がそれを誤解だと弁明している行がある。これは、1916年9月、総督府が地方長官に対して行なった通牒を引用したものである。

「朝鮮人教育の学校に於ける訓育の情況を見るに或は時勢民度に適合すべきことを誤解して只消極的方面にのみ意を用ひ或は個人道德のみに偏して国家社会に対する責務を覚知せしめず、即ち校訓の如きも規律、正直、清潔、整頓等を設けども忠君愛國に及ぶもの少なく（中略）斯の如きは併合前後に在りては内外の情勢に鑑み旧来の慣習に顧み姑く已むを得ざりしも今や確乎たる教育方針明示せられ時勢一変せるに方り尚且斯の如き態度を持続するは時運の推移に伴ふ教育方法の当然の変化を理解せざるものにして教育上誠に憂慮すべき事とす」⁽¹⁹⁾

つまり、当時、地方の学校では忠君愛國を正面から教えていなかった。これに対して総督府が、時勢民度に適合すべきというのを誤解しているためだと批判するほどであった。したがって、国家的教育が急であったという寺内への批判は当たらないというのである。さらに、弓削は、朝鮮人に対する教育勅語の教育について、忠君愛國の理解と伝統とを持たなかったから、日本人と同様の方法ではなく、漸進的な方法をとったことをあげて、寺内への誤解を解こうとしている。

「要するに方針としても漸進主義であり実際としても勅語の取扱が当時内地で往々見たやうな流儀ではなかつたのである。忠君愛國の理解と伝統とを持たなかつた朝鮮人に馬車馬的に押し付けたかのやうに云ふものは著しく事実を無視したものと云はねばならぬ。右の如く忠君愛國を急激に押し付けることはしない方針であつたけれども結局朝鮮人を忠良なる帝国臣民に仕上げることは朝鮮教育の目的であるから

忠君愛国の精神を有せしむるやう仕向けることには多大の注意をしたのである」⁽²⁰⁾

以上の弓削の弁明から言えることは、寺内は「忠良なる国民を育成」するために、朝鮮人の「時勢及民度」に応じた漸進的な方法で教育を行おうとしたのであり、日本語普及の方法は含まなかったようである。

一方、教育令策定過程で、寺内が日本語教育の方法について述べた雑誌記事がある。1911年2月5日付の『教育時論』929号によると、寺内は、以下のように、日本語の時間を増やすことは決定していた。

「朝鮮に於ける新教育制度は、来る四月より施行せらるるべく、右に就ては目下総督府学務課にて種々研究調査中なるが、寺内総督は例の如く此問題に就ても、子一個の考を固持し居り容易に其意見を動かさざるも、左の諸点は結局動かざる処なるべしと…日本国語の時間を多くし朝鮮語の時間を少くし、漢語の時間を全廃すべし…」⁽²¹⁾

ついで、1911年3月25日付『教育時論』934号によると、日本語教育の程度や範囲についてはまだ研究中であった。

「辻新次、沢柳政太郎、三土忠造外二氏は十一日帝国教育会を代表して寺内総督を官邸に訪問し、朝鮮教育に関する意見の交換を為せるが、其の際総督は大要左の談話を為せり。▲朝鮮教育に対する余の方針は漸進主義と称するを得べし、教育の如き文明の程度、人民の生活程度と密接の関係を有する事業に対しては、急激の改革は却つて民心を動揺せしめ意外の悪結果を生ずる事なきを保せず。▲日本語の普及に対しては勿論賛成にして総督府内にも、極端の日本語論者こそあれ一人として之に反対する者なし、要は程度問題のみ、斯くて如何なる程度、如何なる範囲に於て日本語を教授すべき乎につきては目下研究中也…」⁽²²⁾

ところが、1911年4月になると寺内は、日本語教育はそれまでの漸進主義という方針から、急進主義に変えようと考えていたのだった。

「寺内総督は、朝鮮に於ける日本語教授に関しては従来漸進主義を採らんとせしが、種々研究の結果比較的急進主義に趨むき来り、出来る丈日本語を多く教授するの方針に出で、一週凡そ十二時間位の教授を為すべしとの意見を抱くに至れり」⁽²³⁾

三土らによる帝国教育会の建議案のなかで、日本語に関しては、初等教育の教授用語の日本語化が提議されていたことから、このような寺内の急進主義への変化は、この建議を受けたことによると考えられる⁽²⁴⁾。また、「一週凡そ十二時間位」は、実際の教育令では10時間であるから、この通り決定したわけではないが、保護国期の6時間に比べ4時間も増え、教授法に直接法を採用したことは、急進主義と言わざるをえない。

以上みてきたように、寺内は、「忠良なる国民を育成」するための方法・手段は「時勢及民度に適合」させようとしたが、さらにその手段である、日本語教育の方法までは「時勢及民度に適合」させようと意図していなかったと判断される。また、関屋にしても寺内にしても、「時勢」と「民度」、それ自体の意味するところは判然としない。

2. 日本語教育に関する制度上の規程

朝鮮教育令の実施にあたり、1911年10月20日に普通学校規則が公布された。国語の要旨としては、第7条三に「国語ハ国民精神ノ宿ル所ニシテ且知識技能ヲ得シムルニ欠クヘカラサルモノ」とあり、第8条「国語ハ普通ノ言語文章ヲ教ヘ正確ニ他人ノ言語ヲ了解シ自由ニ思想ヲ発表スルノ能ヲ得シメ生活上必須ナル知識ヲ授ケ兼テ徳性ノ涵養ニ資スルコトヲ要旨トス」とあるように、日本語は意思疎通及び知識技能を得るための手段として学ぶのみならず、国民精神の宿るものであるから学ぶのであると規定されている⁽²⁵⁾。さらに、『教育学教科書』によると、日本語を教える理由は思想伝達の手段であるばかりでなく、「我が国文化の宝庫」だからである⁽²⁶⁾。そして、普通学校規則第7条三に「何レノ教科目ニ付キテモ国語ノ使用ヲ正確ニシ其ノ応用ヲ自在ナラシメムコトヲ期スヘシ」とあるように、どの科目も日本語で教えることとした⁽²⁷⁾。

一方、朝鮮教育令下でも朝鮮語と漢文は廃止されずに、「朝鮮語及漢文」という教科目として教えられることとなった。朝鮮語を教える理由は、普通学校規則第10条に「朝鮮語及漢文ハ普通ノ言語文章ヲ理解シ日常ノ応対ヲ為シ用務ヲ弁スルノ能ヲ得シメ」とあり、『教育学教科書』に「朝鮮語は現時朝鮮人の間に一般に使用せらるる思想交換の方便」⁽²⁸⁾とあるように、コミュニケーションの手段としてしか認めておらず、国語としての地位を完全に奪われてしまったのである。また、漢文については、総督府初代編輯官立柄教俊の弁にあるように、教育の必要性を認めないが、朝鮮では学問といえは漢文という伝統があったために、急に廃止することは得策でないと判断したのであった⁽²⁹⁾。

次に普通学校における授業時間数は、普通学校教科課程及毎週教授時数表によると、

日本語が週当たり10時間(第1～第4学年まで)に対して、朝鮮語及漢文は約半分の1・2学年6時間、3・4学年5時間にすぎなかった⁽³⁰⁾。

3. 日本語教育の方法

(1) 教科書の編纂

① 教科書の記述方法

併合により、日本と朝鮮の国家的地位が変化し、日本語の「国語」化という位置付けの変化により、これに対応するために新たな教科書の編纂が必要となった。しかし、朝鮮人教育の方針を規定した朝鮮教育令の公布は、併合から1年後のことであったため、教科書が編纂されるまでの間の経過的措置としては、保護国時代の教科書において、上記変化に不適切な部分を削除・訂正して、1911年度から使用することにした。

このような過渡的措置の後、朝鮮教育令に基づいて実施する日本語教育の教科書編纂においてもっとも重要な問題であったのは、日本語仮名遣をどうするかということであった。日本語仮名遣については、その参考となるのは台湾公学校(朝鮮の普通学校に相当)用の教科書と、内地の小学校用教科書であった。しかし、総督府内務部学務局編輯課長小田省吾によると、仮名遣の難易は日本語の普及に多大な影響がある上に、朝鮮普通学校の教員は校長以外は大部分が朝鮮人であったこと、台湾のものは極端な表音主義であったこと、内地のものは歴史的仮名遣であったことから、これらの仮名遣いは採用しなかったのであった⁽³¹⁾。

結局、日本語仮名遣は、「朝鮮総督府に於ては学理上最も自然にして朝鮮人に入り易く、且つ歴史的仮名遣を学習する場合に出来得る限り困難少き仮名遣を採用し、之に依りて普通学校教科書を編纂し、以て国語普及上効果あらしめむことを期せり。之れ即ち本府制定普通学校用仮名遣法同送仮名法にして、実際に於て往年文部省国語調査会にて調査せる仮名遣法と大差なきもの」としたのであった⁽³²⁾。

このように仮名遣法が決定されるとともに、教科書の編纂方針である「教科書一般方針」が決定された。そのなかで、記述方法については、「普通学校教科書は朝鮮語及漢文読本を除く外総て国語を以て記述すること」、「記述は国語読本巻七・八に幾分文語を掲ぐる外、算術・理科・農業等をもすべて口語を以てすること」と、記述用語の日本語化及び文体を口語体にすることが定められた。ただし、「一層国語の普及するまで私立学校生徒用に充てむがため、修身書・農業書等特殊のものに限り別に朝鮮語訳文を作ること」とされた⁽³³⁾。

また、このなかで『国語読本』(全8冊)の編纂要旨も規定され、母語を異にする朝

鮮人が学びやすいように、表音的仮名遣法を採用すること、直観的直接教授法に基づく編纂、話し方に重点を置くことなどに配慮し国民性涵養に資する教材選択を行う方針がとられた。さらに、全国各師範学校から文部省に寄せられた教科書改良意見をも参考にして編纂されたのであった⁽³⁴⁾。また、朝鮮人は漢字を書くことは上手であったが、カナについては練習の必要があったことから、習字帖についても編纂方針を定めた⁽³⁵⁾。

ちなみに、諺文仮名遣についても統一できていないことから、「依て之が統一を図るの必要を感じ、委員を設けて調査せしめ、大体発音主義に依る諺文仮名遣法を制定し、之に依り普通学校朝鮮語教科書を編纂すること」として、諺文の表記法について統一することとしたのであった⁽³⁶⁾。そして、日本語と同様に国民性の涵養に資する教材を採用することや、漢文には「吐」と呼ばれる諺文の送り仮名を付すことを編纂方針とした⁽³⁷⁾。

一方、高等普通学校、女子高等普通学校教科用図書の編纂については、「国語の教科書は最も急を要せし為め」、まず、『高等国語読本』（全8冊）を編纂し、これを男女の高等普通学校、実業学校で兼用した。ただし、その後、「国語読本」のみは学校種別に編纂した⁽³⁸⁾。このように、日本語教育は国民性養成のため、教科書編纂においても最重視された。また、この他に講習会用一般自習教科書として『速成国語読本』（全1冊）『朝鮮語会話』（全1冊）が編纂された。

このような編纂方針に基づいて編纂された教科書は、1921年1月時点で普通学校用16種53冊、高等普通学校・女子高等普通学校用13種31冊、専門学校用2種7冊、実業学校用20種22冊、講習会及教員参考用4種4冊などであった⁽³⁹⁾。

② 教科書の内容

日本語用教科書の内容について、総督府が重視したのは、上でみた「教科書一般方針」に定めている、国民性の養成にかかわる内容についてであり、『国語読本』も、勿論この方針に基づいた内容になっている。

教科書編纂の中心人物立柄教俊が教科書編纂について、『教育時論』に、「朝鮮に於ける教科書編纂事業に就きて」という記事を書いている。それによると、教科書の掲載内容について、朝鮮各道長官に朝鮮人で模範になる人物の調査を依頼したり、総督府各部及び付属各官署病院学校等に教科書中に入れるべき材料の調査を依頼して、国民育成に適う教材作成に種々の方策を講じたのであった⁽⁴⁰⁾。

次に、『普通学校国語読本』でとりあげる教材に関しては、「普通学校国語読本編纂趣意書」によると、まず、教材の取り扱い方として、教材は生徒の日常生活の周辺のものから初め、次第に国民として知らしむべき各種の事項に及び、智徳を啓発せんこ

とを期したのである。さらに、徳性の涵養を図るために「修身に関する教材」「昔話・伝説・寓話等」「美育に関する教材」を、国民性の養成のために「国民的特殊教材」をとりあげた。また、天皇の御仁政や古来の内地と朝鮮との関係に関する「歴史に関する教材」や「地理に関する教材」「理科に関する教材及び実業に関する教材」「家事に関する教材」「処世上必要なる普通事項」をとりあげた。『普通学校国語読本』（全8巻）の各巻に、以上の記述事項に該当する教材が掲載されている⁽⁴¹⁾。

このような趣意で編纂された『普通学校国語読本』の内容分析を行った李淑子によると、以下のような特徴がみられる。「朝鮮総督府が本腰を入れて着手した教科書だけに、これらの教科書は、それ以後の日本統治下の朝鮮人子弟用教科書としての性格と方向を明確に示している。つまり、ここで急がれていたのは、何よりも『忠良なる臣民』の育成であり、このために『国民性の涵養』が必要とされたのである。それ故に日本の歴史的人物、日本の神話・説話の人物、皇室および国家主義的教材、戦争および軍事的教材、神道関係の教材、等々が併合直後の教科書よりも一段と増した」のである⁽⁴²⁾。

(2) 日本語教授法について

併合後の日本語教授法について検討し、その結果、直接法を朝鮮へ導入するに至ったのは、小田省吾と初代編輯官立柄教俊、それに台湾で日本語を教えた山口喜一郎の3人で研究した結果であった⁽⁴³⁾。直接法を採用した根拠は、弓削によると、日本で長く行われた訳読法（外国語の文章を日本語で訳して意味を把握していく教授法）では、話す能力が身につかないとの反省からであり⁽⁴⁴⁾、また、立柄教俊は、従来の朝鮮の対訳法や日本の外国語教授において行われた直訳法は「語感」の養成に効果が少なかったとの理由から⁽⁴⁵⁾、一方、小田省吾は、旧韓国時代の翻訳教授法の効果が顕著でなかったという反省からであった⁽⁴⁶⁾。

直接法の具体的な実態は、弓削が述べているように、生徒に言語の意味を理解させるために実物や動作、図画等を利用して日本語のみによる教授を基本とすることにしたこと、さらに、まず語彙や一定の文を口頭で練習をさせて、これができてから、その後で文字を教えるという方法をとったとある⁽⁴⁷⁾。この教授法を実践したのが高橋濱吉である。高橋濱吉は、1913年広島高等師範卒業後、京城中学に赴任し、総督府視学官を経て、京城女子師範、京城師範の校長を歴任した人物である。その高橋の日本語教育体験談によると、「先づ出来得る限り速に教室内必要の会話を授け、漸次一般の会話に及ぼし、総ての学科を国語にて教授して差支なき程度に達せしむ⁽⁴⁸⁾」とあるように、最初に教えるのは、教室で使用する会話で、順次一般的な会話へと広げていっ

たのであった。これまでの日本での外国語教育と異なり、まず、会話を先に覚えさせることで、生徒の日本語能力が高まったと、この方法の学習効果を実証している。

ただし、やむをえない場合、つまり、日本語の説明ではどうしても生徒が理解できない場合には、朝鮮語を媒介語とした間接法をとることとしたのであった。立柄は、日本語の趣旨は、「意思疎通」と「国民精神の涵養」の2点であるが、「国民精神の涵養」こそが重要であり、「国語を話せるだけでは国民精神を得られず、有用の知識技能を習得しなければ忠良の国民にはなれない」し、言語文字中心で教えると、この弊に陥りやすいから注意すべきであり、そのためには、「場合に応じて種々の方法を応用して、十分に国語の意味を理会せしむる様に工夫せねばならぬ」と、直接法のみこだわる必要はないと述べていた⁽⁴⁹⁾。

已むを得ない場合には朝鮮語を媒介とすることは、教員養成の段階でも示されていた。教員の養成研修用の『教育学教科書』によると、日本語教授の方法は、初歩教授において、「実物・絵画・模型・動作等によりて新語を授け、其の語を各音に分解して、明瞭に緩緩発音しつゝ生徒に聴き取らしめ、困難な音なるときは発音図を示しつゝ説明すべし」⁽⁵⁰⁾とあるように、朝鮮語の媒介によらない直接法によることとしたことは、保護国時代との大きな変化である。しかし、日本語教授の区分の中で、「解釈」については、「語又は句の意義にして、実物・動作・絵画・模型等にて知らしむることを得るものは、それ等の方便によりて理解せしめ、然らざるものは既授の国語にて解釈すべし。只已むを得ざる場合のみは朝鮮語にて解釈するも可なり。」⁽⁵¹⁾とあるように、直接法にこだわるよりは、朝鮮語の媒介により生徒の理解を優先させることとされた。さらに、この『教育学教科書』には後半に朝鮮語版を付している。これは、普通学校教員の大部分が朝鮮人であり、教員や一般官吏も朝鮮語が必要とされるほど日本語が普及していない状況では、直接法による日本語教授は無理であったためである。そこで、当時の直接法による日本語教授法の創始者である山口喜一郎らとともに教授法を研究していた、京城高等普通学校教諭鹿子生儀三郎は、普通学校教員に行なった講義の中で、「直接教授によりて教授し已むを得ざる場合に幾分、間接教授を加味して訳語を使用し、学力の進むに従つて成るべく早く、国語のみを使用して教授するのが、今日に最適方法であらうと思はれるのであります」⁽⁵²⁾と、朝鮮語による訳をつけて説明することも已むを得ないと述べている。

以上のように、朝鮮初等教育の日本語教授で台湾の成績を参考にしたのは、教科書の記述方法を発音的仮名遣にし、教授は直接法によることの2点であり、教科書自体は仮名遣法の方針が異なっていた点から参考にできなかった。また、直接法をとることにしたのは、台湾の成績がよかったことと、旧韓国や日本での対訳、翻訳といった

外国語教授法の欠点も考慮されたことに注目すべきである。しかし、これまでの研究では、台湾の成績がよかったことばかりが直接法導入の理由とされ、朝鮮の日本語教授が台湾の経験を全面的に踏襲したかのようにとらえられてきたのは、朝鮮以後の占領地でも、実際に台湾の経験がもとになって、教授法に引き継がれていったことが影響しているといえよう。

4. 日本人教員に求められた朝鮮語学習

併合前までは学校長は朝鮮人であったが、併合後は、日本人を学校長とし、それまでの教監制度を廃止した。朝鮮人教員は訓導・副訓導として任用され、学校の規模や土地の状況に応じて、校長以外にも内地人訓導を配置した学校もあった。公立普通学校教員は官吏であり、官吏と同様の各種の恩典を享受し優遇された。また、採用に際しては、周到な注意が払われ経歴や人物について調査し、なるべく優秀な人物が採用されたのであった⁽⁵³⁾。なお、以下では、『朝鮮教育要覧』(1915年)に従い、日本人教員を「内地人訓導」と称する。

併合後当初は、新任の内地人訓導が京城に集められ、一ヵ月又は三ヵ月間の講習会が開催された。講習の内容は、朝鮮人教育者に必要な事項であり、朝鮮語・朝鮮歴史及地理・国語教授法・教育法規及教科書の取扱方、朝鮮産業・金融・衛生等であった。新任内地人訓導への講習において、「内地人訓導の朝鮮語を解するに至りては其間頗る熟達せる者少らずと雖も尙未だ遺憾の点多く近時特に奨励を与へつつあり」とあるように、もっとも重視されたのは、朝鮮語の学習であった。次は、公立普通学校教員講習会における総督府官僚による訓示である。(句点は筆者による)まず、宇佐美内務部長官は、以下のように述べている。

「諸子に対し特に奨励を望むは朝鮮語の研究なり。諸子が従事する教育は啻に児童をして読み方書き方を能くせしむるにあらず。要は忠良なる臣民を育成するにあり。此目的を達せんには教育者自ら朝鮮語を解し亦能く之れを談し以て児童の性格を知り父兄と意思を疎通するにあらずんば到底成效を期し難かるべし。本講習会が最も多くの時日を朝鮮語の講習に割く所以は蓋し深く意の存する所なるを以て諸子は之より後と雖も十分朝鮮語の研究に力め速に之れを自由に運用し得るに至らんことを望む。」⁽⁵⁴⁾

さらに、関屋学務局長も、

「朝鮮語の研究は諸子の職務上最も必要にして曩に通牒を発し特に奨励せられたる所なり。従来の校長にして在職四五年に及ぶも尙未だ朝鮮語を解せざるが為め国語の教授に於ても支障少らざるのみならず児童の訓育を完全にする能はず。為に朝鮮人教員の指導監督十分ならず。父兄母姉等と意思を疎通すること容易ならず。教育の実を挙ぐる上に於て遺憾ならざるものあり。是れ本講習会が朝鮮語の講習に最も重きを置きたる所以にして諸子は之を基礎とし絶へず其の研究を怠らず熟達の期一日も速かならんことを望む。」⁽⁵⁵⁾

と述べたように、日本語が普及していなかった当時としては、内地人訓導は、忠良なる臣民育成の実をあげるためには、朝鮮人に日本語教育を行うよりも、教員自身が朝鮮語を習得して、児童や父兄と意思の疎通を図ることが最重要の任務であった。一方、新任教員ばかりでなく、旧来在任の内地人訓導にも毎年夏期休暇に講習会を開いた。

一方、朝鮮人教員の養成は、保護国期は官立漢城師範学校で行われていたが、併合後、初期は副訓導の養成は、京城及び平壤高等普通学校に教員速成科を付設し、高等普通学校2学年修了程度の者を、期間は1年以内で養成した。また、朝鮮人訓導の養成は、京城高等普通学校に臨時教員養成所（第1部）を付設して、期間3カ年で養成した。そして、朝鮮人教員不足のため、1912年度には、訓導・副訓導を養成するために、咸興に臨時教員講習会を開設し、京城及び平壤高等普通学校に臨時教員速成科を特設した。この3箇所では、期間3カ月の講習が行われた。ついで、1913年4月には、京城高等普通学校に、1914年4月には平壤高等普通学校・京城女子高等普通学校に師範科が開設され、期間1カ年で訓導が養成されるようになった。なお、免許状の制度は設けられなかった。

朝鮮人教員の養成において最重視されたのは、日本語学習であった。内地人訓導が朝鮮語がへただったのに比べ、朝鮮人教員の日本語習得は、「朝鮮人訓導に対しては国語の熟達を奨励しつつあり。朝鮮人訓導は一般に国語を以て学校に於ける重要教科目として教授したるに依り概して相当国語を解する」⁽⁵⁶⁾といわれるように、早かったのであった。

ここで、1915年8月現在の公立普通学校教員数の実態をみると、内地人訓導は515人（内兼務者5人）、内地人代用教員24人（内兼務者5人）、合計539人（内兼務者10人）であり、朝鮮人訓導515人、朝鮮人副訓導549人、朝鮮人代用教員250人（内兼務者3人）、合計1,314人（内兼務者3人）であった。内地人教員と朝鮮人教員の総計は1,853人、代用教員13人で、内地人教員がおおよそ3割、朝鮮人教員がおおよそ7割という比率であった⁽⁵⁷⁾。一方、併合後の教員養成措置により、新任内地人訓導の講習受講者

は、1911・1912・1913・1915年の4回で、計337名、京城高等普通学校付設臨時教員養成所第二部の卒業生（内地人）は、1914年3月・1915年3月で合計71名、1915年の在籍者は34名であった。また、1912年度に臨時教員講習会（咸興）、臨時教員速成科（京城及び平壤高等普通学校）の3箇所（期間3ヵ月）の修業者は141名、教員速成科（京城及び平壤高等普通学校）及び臨時教員養成所第一部（京城高等普通学校）卒業生は、1912年度から1914年度に亘り、計548名であった。さらに、師範科卒業生は、1914年3月・1915年3月で、計73名であった⁽⁵⁸⁾。したがって、朝鮮人教員の大部分が講習会、速成科などで短期間に養成されたものであり、いきなり国語のみで教えることは相当に困難であったことから、朝鮮語による訳をつけて説明することも已むを得なかったのである。

おわりに

以上みてきたように、朝鮮教育令の「時勢及民度に適合」させるべきは、「忠良なる国民の育成」の方法・手段であり、日本語教育の方法までは含まれていなかった。そこで、総督府は、日本語の国語化、教授用語の日本語化、日本語に「朝鮮語及漢文」の約2倍の授業時間数の配当など、急進的な日本語普及策を採った。しかし、他方では、制度上、「朝鮮語及漢文」を廃止しなかったように、漢文重視の朝鮮の教育伝統や朝鮮語使用の実態に応じた措置をとったのであった。

一方、小田や立柄ら学務官僚は、日本語の語感養成が国民性養成に必要と考えたことと日本語習得の効果を上げる上から、教授法としては直接法を採用することとした。それと同時に、ほとんど日本語が普及していない実態を考慮して、国民性養成には言語文字の習得よりも、日本語の意味理解を重視すべきであるとし、教授法において直接法にこだわらず、間接法を利用することを認めた。実際に直接教授法を使用する場合においても、まずは学校用語を問答法で教え、会話のあとで文字の導入というように工夫した。このように、直接法に固執せず、対訳法の利用を初め種々の方法を利用すべきであるとしていたのは、日本語普及による国民性涵養の実効化を狙っていたからであった。

また、「朝鮮語及漢文」を除く全ての教科の教科書を日本語で編纂させたが、日本語が普及していない実情から、表音的仮名遣い、口語体中心の文体、私立学校生徒用の朝鮮語訳文編纂（修身書・農業書等）、カナ練習のための習字帖編纂、漢文における「吐」（諺文）の送り仮名付け等工夫した。そして、教材は国民性涵養に資するものを選定したが、まずは生徒の日常生活の周辺のものから初めるように、配当に配慮した。

さらに、総督府学務官僚が、朝鮮語により児童や父兄と意思の疎通を図るために、日本人教員の朝鮮語学習を最重視していたのは、日本語が普及していない実態に対応した現実的な措置であった。

以上のように、総督府学務官僚は、日本語教育の実施においては、「忠良なる国民の育成」のための早急な日本語普及に資するために、朝鮮に日本語が普及していない実態を熟知して、実態に合うように様々な対策を講じ、実効をあげるために調整し、漸進的に進めようとしたのであった。

ただし、日本語教育実施の実態に関しては、朝鮮人教員が朝鮮語により間接法で教えることがどれほど許されたのか、また、日本人教員が日本語のみで教えたときに朝鮮人児童が理解できない場合にどの程度朝鮮語で説明がなされたのかについて、今後検証していくことが、次の課題である。

《注》

- (1) 弓削幸太郎『朝鮮の教育』1923年5月, p.119, 渡部学・阿部洋編『日本植民地教育政策史料集成』龍溪書舎, 第26巻所収, 以下『史料集成』と略す。
- (2) 金敏洙『国語政策論』ソウル, 高麗大学出版部, 1973年, p.509, 稲葉継雄「韓国における日本語教育史」『日本語教育』60号, 1986年11月, p.140より再引用。
- (3) 弓削幸太郎, 前掲書, pp.118~119。
- (4) 稲葉継雄「朝鮮総督府初期の教育政策—統監府時代との連続と不連続—」『戦前日本の植民地教育政策に関する総合的研究』(平成4・5年度科研報告書, 代表:阿部洋), 1994年3月, p.6。
- (5) 同上, pp.9・25。
- (6) 駒込武『植民地帝国日本の文化統合』岩波書店, 1996年3月, p.408。
- (7) 同上, p.94。
- (8) 呉天錫著(渡部学・阿部洋共訳)『韓国近代教育史』高麗書林, 1979年10月, pp.236~240。
- (9) 同上, pp.138~139。
- (10) 関屋貞三郎「併合直後に於ける学制の改革」『朝鮮統治の回顧と批判』朝鮮新聞社, 1936年, p.16, 復刻版『韓国併合史研究資料①』龍溪書舎, 1995年, 所収。
- (11) 隈本繁吉『学政ニ関スル意見』, 『資料集成』第69巻, 所収。
- (12) 朝鮮総督府内務部学務局『朝鮮教育要覧』1915年12月, p.14, 『資料集成』第1巻, 所収。
- (13) 同上, pp.10~11。
- (14) 関屋貞三郎, 前掲論説, 「併合直後に於ける学制の改革」, p.16。
- (15) 同上。
- (16) 弓削幸太郎, 前掲書, pp.120~121。
- (17) 同上, p.116。
- (18) 朝鮮総督府内務部学務局, 前掲書, p.12。
- (19) 弓削幸太郎, 前掲書, pp.123~124。
- (20) 同上, pp.124~125。

- (21) 「朝鮮の新教育制度」『教育時論』929, 1911. 2. 5, 時事彙報。
- (22) 「朝鮮教育と総督」『教育時論』934, 1911. 3. 25, 時事彙報。
- (23) 「朝鮮の日本語教授」『教育時論』937, 1911. 4. 25, 時事彙報。
- (24) 帝国教育会の建議案は、「帝国教育会と朝鮮教育」『教育時論』934, 1911. 3. 25, 時事彙報, 参照。
- (25) 朝鮮総督府『教育学教科書』1912年12月, 付録。『教育学教科書』は総督府が, 普通学校教員養成や研修での教科書として使用するために1912年12月編纂発行したもの, 『史料集成』第31巻, 所収。
- (26) 朝鮮総督府, 前掲書, 『教育学教科書』, p. 6。
- (27) 同上, 付録。
- (28) 朝鮮総督府, 前掲書, 『教育学教科書』, p.66。
- (29) 立柄教俊「朝鮮に於ける教科書編纂事業に就きて」『教育時論』966, 1912. 2. 15, 学説政務。
- (30) 朝鮮総督府「普通学校教科課程及毎週教授時数表」『教育学教科書』付録, 『史料集成』第31巻, 所収。
- (31) 小田省吾「朝鮮総督府編纂教科書概要」1917年7月, 『史料集成』第18巻, 所収。教科書編纂方針についての同様の説明が朝鮮総督府『現行教科書編纂の方針』1922年1月, 『史料集成』第18巻, 所収と, 小田省吾「併合前後の教科書編纂に就て」『朝鮮及満州』355, 1935.10, にも述べられている。当時の台湾の国語教科書は『台湾教科用書国民読本』(1901年から全12巻発行)で, 本稿では, 1999年久留米大学発行の復刻版を参照し, 『朝鮮総督府編纂普通学校国語読本』全8巻(1912年11月から発行)については, 1999年久留米大学発行の復刻版を参照した。
- (32) 小田省吾, 前掲論説, 「朝鮮総督府編纂教科書概要」。
- (33) 同上。
- (34) 小田省吾「朝鮮総督府に於ける教科書編纂事業の概要」『朝鮮彙報』1917年。
- (35) 同上。
- (36) 小田省吾, 前掲論説, 「朝鮮総督府編纂教科書概要」, 朝鮮総督府, 前掲書, 『現行教科書編纂の方針』。
- (37) 朝鮮総督府, 前掲書, 『現行教科書編纂の方針』。
- (38) 同上。
- (39) 朝鮮総督府「朝鮮総督府出版教科用図書目録」『現行教科書編纂の方針』1922年1月, 『史料集成』第18巻, 所収。
- (40) 立柄教俊「朝鮮に於ける教科書編纂事業に就きて」『教育時論』966, 1912. 2. 15, 学説政務。
- (41) 朝鮮総督府「普通学校国語読本編纂趣意書」『普通学校教科書編纂趣意書第1編』1916年6月, 『史料集成』第18巻, 所収。
- (42) 李淑子『教科書に描かれた朝鮮と日本』ほるぷ出版, 1985年1月, p.339。
- (43) 小田省吾, 前掲論説, 「併合前後の教科書編纂に就て」, 山口喜一郎「わが国の外地における日本語教授の変遷」『国語運動』3-10, 1939.10。
- (44) 弓削幸太郎, 前掲書, pp.287~290。
- (45) 立柄教俊「朝鮮人教育と国語教授」『教育時論』1000, 1913. 1。
- (46) 小田省吾, 前掲論説, 「朝鮮総督府に於ける教科書編纂事業の概要」。
- (47) 弓削幸太郎, 前掲書, pp.287~290。
- (48) 高橋濱吉『朝鮮教育史考』1927年6月, pp.441~447, 『史料集成』第27巻, 所収。
- (49) 立柄教俊, 前掲論説, 「朝鮮人教育と国語教授」。
- (50) 朝鮮総督府, 前掲書, 『教育学教科書』, p.56。
- (51) 同上, p.53。
- (52) 鹿子生儀三郎『国語教授法』1912年8月, p.17, 『史料集成』第18巻, 所収。

- (53) 併合後の教員養成、研修については、朝鮮総督府内務部学務局、前掲書、『朝鮮教育要覧』，pp.33～35，幣原坦『朝鮮教育論』1918年9月，pp.196～199，『史料集成』第25巻，所収，弓削幸太郎，前掲書，pp.145～147，に詳しい。
- (54) 朝鮮総督府内務部学務局，前掲書，『朝鮮教育要覧』，p.35。
- (55) 同上。
- (56) 同上。
- (57) 朝鮮総督府内務部学務局，前掲書，『朝鮮教育要覧』，pp.36～37。ただし，p.37の表では，総計1,850人となっているが，表の計算間違いであろう。
- (58) 同上，pp.33～34。